

ID: 1701

担当部署: 建設水道部 建築課 指導係

処分の概要	組合の解散の許可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第137条第4項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】			
<p>法第137条の規定による。 (解散)</p> <p>第137条 組合は、次に掲げる理由により解散する。</p> <p>(1) 設立についての認可の取消し</p> <p>(2) 総会の議決</p> <p>(3) 事業の完了又はその完了の不能</p> <p>2 前項第2号の議決は、権利消滅期日前に限り行うことができるものとする。</p> <p>3 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。</p> <p>4 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>5 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	年 月 日